

北海道都市計画審議会

第317回会議 議事録

と き 令和6年(2024年)5月16日(木)
13時30分から14時30分まで
ところ 札幌市中央区北2条西7丁目
かでの2・7 7階 710会議室

北海道都市計画審議会

署名委員

東條安匡

宮下准一

第317回北海道都市計画審議会出席者名簿

1. 北海道都市計画審議会委員

区分	所属名	職名	委員名	代理人職名	代理人氏名
学識経験者	室蘭工業大学	教授	有村幹治		
	北海学園大学	教授	鈴木聡士		
	北海学園大学	教授	浅妻裕		
	一般社団法人北海道農業会議	専務理事	乾泰司		
	北海学園大学	教授	岡本浩一		
	一般社団法人北海道商工会議所連合会	常務理事	佐藤季規		
	すがさわ法律事務所	弁護士	菅澤紀生		
	北海道大学大学院	准教授	東條安匡		
関係行政機関	北海道開発局	局長	柿崎恒美	開発監理部 開発調整課上席専門官	角谷昌樹
	北海道経済産業局	局長	岩永正嗣	産業振興課	直江健二
	北海道運輸局	局長	井上健二	交通政策部 交通企画課専門官	伊藤正規
	北海道警察本部	本部長	伊藤泰充	交通規制課 交通規制課調査官	伊藤竜
市町村長の代表	札幌市	市長	秋元克広	まちづくり政策局長 都市計画部長	長谷川豊
北海道議会議員の代表	自民党・道民会議		宮下准一		
	民主・道民連合		笹田浩		
	民主・道民連合		小泉真志		
	北海道結志会		水口典一		
市町村議会議員の代表	北見市議会	議長	飯田修司		
	音更町議会	議長	高瀬博文		

2. 事務局職員

職名	氏名
都市計画課長	榑澤卓美
都市計画課課長補佐 (基本計画・景観)	平館恵
都市計画課課長補佐 (区域計画・施設計画)	尾崎孝一
総括主査兼 基本計画係長	小西美弥
専門主任	前川尚志
主任	神田大地
主事	高橋理王
区域計画係長	菊池俊介
主査(土地利用)	朝野哲夫
主任	二木麻衣
技師	佐藤勇人
施設計画係長	安栗大樹
主任	宮川郁郎
主任	小泉和彦

職名	氏名
建築指導課審査係長	細川聡
主任	赤沼拓

第317回 北海道都市計画審議会

本審査議案

日時：令和6年（2024年）5月16日（木）13時30分～

場所：かでの2・7 7階 710会議室

番号	議案名 ◎印は都市計画法に基づき北海道が決定するもの ○印は都市計画法に基づき北海道が指定するもの	議案概要
1	建築基準法第51条ただし書許可 (谷村運輸株式会社) (岩見沢市)	産業廃棄物処理施設（がれき類、ガラスくず、 コンクリートくず及び陶磁器くず）

第 317 回 北海道都市計画審議会

予備審査議案

日時：令和6年（2024年）5月16日（木）13時30分～

場所：かでの2・7 7階 710会議室

番号	議案名 ◎印は都市計画法に基づき北海道が決定するもの ○印は都市計画法に基づき北海道が指定するもの	議案概要
1	◎ 室蘭圏都市計画道路の変更 (登別市)	一部車線の数の変更

○都市計画課課長 ただいまから「第317回北海道都市計画審議会」を開催いたします。

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

私は、司会進行を務めさせていただきます、都市計画課課長の樺澤でございます。

よろしく願いいたします。

お手元に本日の議事資料といたしまして次第、名簿、配席図、本審査の議案書、本審査議案第1号の資料、予備審査の議案書、予備審査議案第1号の資料をお配りしております。

また、この他に今回は年度初めの審議会ということですので、当課において毎年度発行しております「北海道の都市計画」をお配りしております。

本冊子は、都市計画制度や都市計画決定等の統計資料の内容を含むものとなっておりますので、御参考にしていただければと思います。

不足している資料はございませんでしょうか。

それでは、ここで開催要件の確認をさせていただきます。

本日は、委員総数23名中、委任状出席も含めまして19名と2分の1以上の委員の出席となっておりますので、北海道都市計画審議会条例第5条第1項の規定による開催要件を満たしておりますことを御報告いたします。

それでは、審議に先立ちまして、新委員の紹介をいたします。

お手元に配付いたしました委員名簿を御覧ください。

北海道警察本部長 伊藤 泰充委員でございます。

本日は、所用があり欠席しておりますが、代理の方が出席されております。

新委員の紹介については以上となります。

それでは、これからの議事などにつきましては、当審議会の会長であります有村様に進行をお任せいたします。

どうぞ、よろしくお願い致します。

○有村会長 委員の皆様方には、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

議案の審議に入ります前に、議事録の署名委員として東條安匡委員と宮下准一委員のお二人をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

これより議案の審議に入らせていただきますので、報道機関の方の撮影は、これ以降、御遠慮くださるようお願い申し上げます。

本日の議案は、議事次第のとおり、本審査案件1件、予備審査案件1件となっております。

す。

まず、本審査第1号は「建築基準法第51条ただし書許可（谷村運輸株式会社）」に係る議案です。

事務局より御説明いたします。

○**建築指導課 審査係長** 議案第1号、申請者は谷村運輸株式会社、所在地は岩見沢市の「建築基準法第51条ただし書許可」について、御説明させていただきます。まずは、議案第1号の説明をさせていただく前に、制度の概要について御説明いたします。

建築基準法第51条は、「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合、又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においてはこの限りではない。」と規定されております。

また、※1の「政令で定める処理施設」とは、建築基準法施行令において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の設置許可を要する、一般廃棄物処理施設の「ごみ処理施設」と、「産業廃棄物処理施設」とされております。※2の「政令で定める規模の範囲内」とは、変更後の処理能力が許可時の1.5倍までとされております。

このスライドは、政令で定める許可を要する処理施設を表にまとめたものです。

青点線で囲まれた部分の一般廃棄物処理施設である「ごみ処理施設」については5t/日以上のもので許可を要する処理施設に該当します。

また赤点線で囲まれた「産業廃棄物処理施設」については、施設の種類毎に、用途地域と処理能力によって、許可の要否が定められております。

本議案第1号のような破碎処理施設については、破碎物が「木くず又はがれき類」で許可が必要となる処理能力が定められており、工業地域、工業専用地域以外の都市計画区域内では、1日の処理能力が5tを超えるものは、許可が必要となります。また、工業地域、工業専用地域内の破碎施設では、1日の処理能力が100tを超えるものは、許可が必要となります。

次に、北海道と市町村の権限についてですが、都市計画においてその敷地の位置を決定する場合は、産業廃棄物処理施設については北海道が決定し、一般廃棄物処理施設については市町村が決定することとなっております。

同様に、建築基準法第51条ただし書の規定により、特定行政庁が許可する場合は、産業廃棄物処理施設については、北海道都市計画審議会の議を、一般廃棄物処理施設について

は、市町村都市計画審議会の議を経ることとなっております。

本議案第1号においては、産業廃棄物処理施設のため、本審議会の議を要するものとなります。

以上が、制度概要でございます。

続いて、申請施設の概要を説明させていただきます。

申請者は、谷村運輸株式会社 代表取締役 谷村 明紀（たにむら あきのり）で、申請位置は、岩見沢市東山町485番地の内他で、都市計画区域内で用途地域指定のない、区域区分非設定の地区となっております。

また、こちらの申請者は、申請地内において平成11年より産業廃棄物の破砕処理を行っており、今回、既存施設である自走式破砕機の老朽化により更新が必要となったこと、また、当初設置していた同規模の破砕処理機が販売を停止していることから、既存の破砕処理機より高い能力を有する破砕処理機を申請敷地に設置するものでございます。

次に、事業の概要について説明させていただきます。

処理施設の種別は、産業廃棄物処理施設である「破砕施設」です。

1日当たりの処理能力は、既存施設の木くずが90.4t、同じく、今回更新を行う既存施設のがれき類、ガラスくず等が320.0t、今回申請で新たに設置する施設のがれき類、ガラスくず等が981.6tとなっております。

本議案第1号は、都市計画区域内の工業地域及び工業専用地域以外の地域で、がれき類の処理能力が1日当たり5tを超えており、また当初の許可を受けた際の処理能力から1.5倍を超えた施設の更新となることから改めての許可が必要となり、本都市計画審議会に付議するものでございます。

こちらは、岩見沢都市計画図でございます。

画面右側の赤い吹き出しで「申請地」と記載している部分が今回の申請敷地です。

申請地前面の青色の線が道道789号です。その上の緑色の線が道央自動車道、さらに上の黒色破線がJRで、左側が札幌方面、右側が旭川方面です。また、下方向が室蘭方面になります。

申請敷地は、市街地から離れており、都市計画区域内の用途地域の指定範囲外となっております。

また、申請地は、岩見沢市の認定道路に接しており、認定道路から道道789号が主要な搬出入経路となっております。

こちらは、申請地周辺を上空から撮影した写真です。

赤線で囲われた範囲が申請地、橙色の線で囲われた範囲が既存施設になります。申請地

の周辺は、産業廃棄物処理施設が立地しているほか、野草地及び牧草地となっております。

また、敷地の道路側には、緩衝帯、環境保全のための緑地帯があります。

なお、申請地及び申請地周辺区域は用途地域の指定のない区域であり、学校、病院などの施設や住宅地はなく、市街化を図る計画のない地域でございます。

申請者は、産業廃棄物処理施設の更新にあたり、地元自治会と協議の上、同意が取れている状況です。

次は、申請施設の配置図です。

画面の上側が北になっており、赤線で囲われた範囲が申請地でございます。

敷地の南、画面下側の岩見沢市認定道路に接しており、道道789号に至ります。

緑色で塗りつぶしているのが、緑地帯で、赤色で塗りつぶしている箇所が、今回の更新設備の設置箇所になります。

事前に行われた生活環境影響調査にて、排ガス、粉塵、騒音、振動への公害防止対策を講じ、環境保全目標値を満足する計画となっております。

また、関係法令に基づく手続きの状況ですが、施設の設備更新について、空知総合振興局保健環境部環境生活課と協議を行っております。

最後に、岩見沢市の都市計画の視点であります。当該地区は都市計画区域内の用途地域の指定のない区域であり、周辺に学校や病院等の施設はないため、市街化の傾向はなく、申請地に都市施設等の計画もありません。

また、「岩見沢都市計画区域、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置するとの方針を定めており、申請施設が北海道廃棄物処理計画における産業廃棄物の処理に関する方針に適合していることから、都市計画との整合が図られているものと考えております。

このことから、都市計画上支障がないものと判断しております。

以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○有村会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの議案第1号について、御意見、御質問はございませんでしょうか。

よろしかったでしょうか。

それでは、御意見等はないようですので、本議案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○有村会長 御異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、予備審査、議案第1号「室蘭圏都市計画道路の変更（登別市）」について、事務局から説明をお願いします。

○都市計画課 区域計画係長 議案第1号、室蘭圏都市計画道路の変更について説明いたします。

本案件は、登別市の都市計画道路登別温泉通の一部車線の数を変更する議案でございます。

本案件は道道にかかる変更のため、都市計画法により北海道決定となっております。

スクリーンを御覧ください。

こちらは、室蘭圏都市計画総括図の一部で、登別市の区域を示しております。

スクリーン右上が北で左側が室蘭市方面、上側が登別温泉街方面、右下が白老町方面です。室蘭方面から東にかけて国道36号、道央自動車道、北西方面にかけて道道286号、道道2号が走っております。

主要な交通施設としてJR登別駅、JR室蘭本線が走っております。

今回の変更は3・3・303登別温泉通における赤丸で表示しております、国道36号との交点までの区間における車線数の変更を行うものであります。

続きまして、登別温泉通の概要及び変更内容を御説明いたします。

こちらは先ほどの図面の拡大版になります。

3・3・303登別温泉通は、登別港町1丁目の登別駅前を起点とし、登別温泉町を終点とする幹線道路であります。

昭和37年に当初決定され、直近では令和2年に登別駅前広場の区域の変更を行っており、現在、延長約7,580m、代表幅員25m、4車線の幹線道路として都市計画決定されております。

登別温泉通は、国際的な観光地である登別温泉と、玄関口である登別駅を結ぶ幹線道路として位置付けられており、今回の変更は赤丸で示している起点から国道36号までの区間において、歩行者が安全かつ快適に利用できる空間を整備することを目的とした歩行者利便増進道路制度、通称「ほこみち制度」を活用し、歩行空間の利便増進を図るため、車線数の変更を行うものです。

歩行者利便増進道路制度、通称「ほこみち」制度の概要を簡単に御説明いたします。

国土交通省道路局より令和2年11月25日から施行されました「道路法等の一部を改

正する法律の施行」により創設された、賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度でございます。

従来の道路構造令では道路空間再構築の整備に関する規定が十分ではなく、賑わいを目的とした空間の位置付けがありませんでしたが、ほこみち制度を活用することで、車線を減らして歩道を拡げ、自転車通行帯を確保するなど、歩道等の中に通行区間とは別に歩行者の滞留・賑わいを目的とした空間を定めることが可能となりました。

本議案は、こちらのほこみち制度を活用した道路空間の再構築に伴い、車線数を変更するものでございます。

次に、変更内容の詳細について御説明いたします。

当該変更区間は、登別市都市計画マスタープランにおいて、「登別駅を中心とした道道登別停車場線沿いの地域商業エリアでは、登別観光の玄関口としてふさわしい賑わいある商業地形成を進める」としており、令和4年度には観光交流センター「ヌプル」が完成し、現在はJR北海道において登別駅新駅舎工事に併せ、現駅舎のリフレッシュ工事等が進んでいるところです。

加えて、新たな賑わい創出を図るために、沿道の飲食店等が自由に利活用できるオープンスペースを確保するほか、歩行者が安心・快適に滞留・回遊できる街路空間への再構築を検討すると位置付けております。

駅周辺の賑わい創造を目的としたまちづくりが進められており、今後さらなる観光客の増加が見込まれることから、先ほど御説明しました「ほこみち制度」を活用した道路空間の再構築を行います。

変更区間は図に表記している延長240mの区間であり、現在の都市計画決定断面がスクリーン右上になります。当初決定時は車道幅員12m、路肩片側0.5m、植樹帯片側1.5m、歩道片側2mの総幅員20m、4車線として決定しておりました。

変更後の幅員構成としましては、計画交通量の見直しにより、車道幅員6m、植樹帯片側1.5m、歩道片側3.5m、これに加え、ほこみち制度による歩行者利便増進道路の指定により、自転車通行帯2m、歩道片側3.5mの内数として、新たな賑わいの創出を図るための空間1.5mをそれぞれ確保します。

これにより区域や道路幅員の変更は生じませんが、車線構成の再構築により4車線から2車線に変更いたします。

なお、室蘭圏都市計画区域マスタープランでは、「JR登別駅周辺地区においては、未利用地の有効活用や土地の高度利用を図り、観光の玄関口に相応しい魅力あるまちづくりを進め、市街地の再生を図る」としており、今回の変更はマスタープランに即してい

るものと判断しております。

以上で議案第1号についての説明を終わります。

○有村会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの予備審査議案第1号について、御意見、御質問はございませんでしょうか。

○岡本委員 岡本です。

最後のスライドを見せてください。

歩道のところの2.0の横の1.5空間と書いてあるのですけれども、1.5空間というのはどういうふうな、歩道の有効幅員は2.0で1.5は何空間ですか。

滞留空間とかですか。

○都市計画課 施設計画係長 御質問ありがとうございます。

いまスライドを見ていただいている、ピンクで示している歩行者利便増進施設の空間に指定、断面は決定するものと違うのですけれども、位置付けとしては同じものでありまして、いま想定しているものが賑わいを作る道路空間を構築するための空間としておりまして、オープンテラスとかの施設を道路空間に建築しやすくするための制度でして、テーブルとかイスとかを置く空間として指定しております。

○岡本委員 オープンカフェみたいな使い方とかができて、ただ歩行するために2mは必ず枠を取りますよ、と読めばいいのですね。

○都市計画課 施設計画係長 仰るとおりでございます。

○岡本委員 はい、わかりました。

以上です。

○有村会長 ありがとうございます。

ほかに質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、特に御質問等ございませんので、以上で、本日予定していましたが議事はすべて終了いたしました。

各委員の皆様におかれましては、御協力ありがとうございました。

それでは、事務局に進行をお返しします。

○都市計画課課長 委員の皆様、御審議ありがとうございました。

続きまして、議事にはございませんが、委員の退任についての御報告があります。

本日の審議会をもちまして有村会長と浅妻委員が、任期満了に伴い退任されることとなります。

有村会長から一言御挨拶をいただければと思います。

○有村会長 会長の有村です。

このたびは会長退任ということで、一言御挨拶させていただきます。

まずは、これまでの会の運営におきまして、各委員のみなさま、さらには会長代理の鈴木先生、事務局のみなさん、円滑に会を運営してくださいましたことに感謝申し上げます。

誠にありがとうございました。

会長代理また会長として、平成28年から8年間審議会の委員というかたちで、大学で教えているような教科書による座学ではなくて、実際の都市計画に関して、本審議会を通じて勉強する機会をいただいたと考えております。

会長職になってからの4年間を振り返ると、令和2年からでして、この時期は新型コロナウイルスの感染拡大時期に会長に就任いたしました。

振り返ってみると、都市計画に関する課題というものが、例えば少子高齢化とか、人口減少とか、災害とか、環境問題にどのように対応していくかとか、色々な課題があったのですが、この4年間というものはそこに新しく感染拡大、新型コロナというものに対して、どのように都市が対応していけばよいのかということを考える機会になったと思っています。

いま、コロナは5類感染症に移行して、経済が徐々に復活しておりますけれども、コロナの時期にリモートワークが進展をして、働き方改革があって、我々の行動も完全に変わってしまいました。

結果的には公共交通がかなりダメージを負っていて、これが完全に戻っていない状態にあります。

一方で、海外の状況を見ても、パリで15分都市構想というアプローチが出てきてまして、自宅から15分圏内でどれだけの活動とか、都市施設にアクセスできるのか、こういうことを重視した、自動車ではなくて、徒歩とか自転車とかですね、こういった交通手段による都市計画のアプローチというものもかなり注目されるようになってきております。

札幌も都市をどう考えていくのかという動きが既に出てきております。

あと、技術の進化がものすごく早くて、北海道でもいくつかの自動運転の、今年も実証実験がたくさんあると思いますが、それに則した都市計画をどうするのかですとか、DXをどうするのかとか、あとグリーントランスフォーメーションのGX、これを本気で考えないと、次の都市計画というものは動いていかないタイミングになってきたのかと思っています。

結局、新型コロナは、今まで我々が抱えてきた都市計画上の課題に加えて新型コロナに

より変容した我々の行動原理というもの、すべてを解決していくような都市計画ですとか、その反面交通計画というものも一緒に考えるのですけれども、こういうことを我々は将来に向かって考える必要がある。

今回、最後に登別市の予備審査がありましたけれども、あれは車線を減らしているのですね。

これは人口減少というものもありますけれども、一昔前だったら車線は何とか増やして渋滞を減らしましょう、という考え方だったのだけれども、今回は道路空間の再配分をして、賑わいを取り戻しましょう、かつ登別は観光都市ですので、その魅力を高めていくということで、かなり戦略的な都市計画を打ってきたのではないかと見ております。

あと、北海道全体のことを考えると、再生可能エネルギーの潜在的なポテンシャルがものすごく高いのですね、日本全国のなかでも3～4割あるのではないかと言われております。

すると、こういった再生可能エネルギーをしっかりと取り込んだ都市計画のかたちというものは、やはりこの先考える必要があって、徒歩とか自転車、公共交通とかは当然なのですが、自動車社会のなかで我々がどうやって、完全に私EVシフトが起こるとは思わないですけれども、この先1割、2割少し電動化してくるとか、水素を使っていくとか、それとそういう拠点とのネットワークをどう張っていくのかということも合わせて、これは都市計画上の問題があるだろうと思っています。

ということで、8年間長くやっていると色々なことが起こりまして、この先の8年間ということを考えると、やはり我々北海道に住みながらですね、新しいことを考えて広い視点で議論していく必要があると思っています。

その役割が、この審議会の役目だと思っていますので、こういうことを考えながら、これからの北海道の未来、またそれを支える都市計画への期待を込めて会長の退任の御挨拶とさせていただきます。

これまで本当にありがとうございました。

以上です。

○都市計画課課長 有村会長、ありがとうございました。これからの都市計画を示唆するお言葉をいただきまして、今後の参考にさせていただきたいと思っております。

有村会長におかれましては会長代行として4年、会長職として4年の通算8年、浅妻委員におかれましては6年にわたり道の都市計画行政の円滑な推進に多大なる御尽力をいただき、深く感謝申し上げます。

今後とも、道の都市計画行政の推進に御指導くださいますよう、よろしく願いいたし

ます。

以上を持ちまして、

第317回北海道都市計画審議会を終了いたします。

なお、次回の審議会は、令和6年7月中旬を予定しております。

本日は、ありがとうございました。